

(交付要綱) 別表 1

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
1	消防・防災体制強化事業	消防防災施設等整備事業	市町村及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合が行う、消防防災施設等の強化を図るための消防防災施設及び設備の整備に要する経費	実施要領別表に定める基準額と補助対象経費とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額以内	【上限額】 市町村 9,500千円 一部事務組合 20,000千円 ただし、平成15年4月1日以降に合併した市町については、20,000千円と合併前市町村数に9,500千円を乗じて得た金額とを比較して少ない方の額とする。 【下限額】 500千円 ただし、実施要領別表に下限額の定めがある場合は、その額とする。
		備蓄体制整備事業	市町村が行う、災害用備蓄品の購入に直接要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内	
2	消防団員確保・充実強化及び女性消防団員・学生消防団員・機能別消防団員活動推進事業		市町村等が行う、消防団員確保・充実強化及び女性消防団員・学生消防団員・機能別消防団員の活動促進を支援するための事業に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内	実施要領別表2-2 補助対象経費内訳(4)及び(5)の補助限度額は、200千円とする。
3	魅力ある地域づくり事業		市町村又は民間団体が行う、住民参加による個性重視の地域づくり活動を前提とし、かつ、地域資源を活用した地域活性化を図るための事業に要する経費。ただし、国、県及び外郭団体による他の補助事業であって、適正な対応が可能な事業又は着手済みの事業を除く。また、	ハード事業にあつては、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内 ソフト事業にあつては、	1事業につき、500千円(民間団体が行う事業については、地方振興事務所長が特に必

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
			過去に本事業により補助を受けた事業も除く。 ※民間団体はソフト事業のみ。	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内 参加費又は入場料等の特定財源が見込める場合、当該財源を控除した額に補助率を乗じて得た額以内	要と認める場合は300千円)を下限とする。 民間団体は5,000千円を上限とする。 元利償還費が地方交付税で措置される地方債を財源に充当する事業に係る補助限度額は、補助対象経費から当該地方債を控除した額を上限とする。
4	移住・定住・交流推進支援事業	Aタイプ	人口減少が進む中で、活力ある地域社会を実現するために市町村又は市町村が補助する受入支援団体が行う、移住・定住を推進する事業及び都市と農山漁村の交流を推進する事業に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内	300千円を下限とする。
		Bタイプ	人口減少が進む中で、活力ある地域社会を実現するために市町村又は市町村が補助する受入支援団体が行う、空き家を再生することにより県外からの移住・定住・交流を推進する事業に要する経費	1 要領別表2-1(1)及び(3)に定める事業 要領別表2-4(1)に定める基準額と補助対象経費を比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額以内であって、間接補助金の2分の1以内 2 要領別表2-1(2)に定める事業 (1) 市町村が実施する場合 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内	要領別表2-1(2)に定める事業については、500千円を下限とし、2,000千円を上限とする。

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
				(2) 市町村が団体に対し、補助する場合 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内であって、間接補助金の2分の1以内	
5	市町村交通安全対策推進事業	交通安全指導員設置運営事業	市町村（仙台市を除く。）又は市町村が補助する団体が行う、交通安全を図るための交通安全指導員設置に要する経費	事業実施年度の4月1日における交通安全指導員現員の合計数に16千円を乗じて得た額以内	
		暴走族根絶・飲酒運転根絶・高齢者交通事故防止・自転車安全利用推進事業	別に要領に定める市町村又は団体が行う、暴走族根絶・飲酒運転根絶・高齢者交通事故防止・自転車安全利用を推進する事業に要する経費	1 市町村が実施する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内 2 市町村が団体に対し補助する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内であって、間接補助金の2分の1以内	
6	公衆浴場安定確保対策事業		市町村の補助により公衆浴場業者が行う、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条により知事の許可を受け、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により入浴料金が統制されている公衆浴場の確保と経営の安定を図るための事業に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内であって、間接補助金の2分の1以内	[風呂釜] 380千円 [ろ過器] 190千円 [温水器] 130千円 [太陽熱利用施設] 3, 300千円 [重油（廃油）及びガス 燃焼施設] 150千円

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
					[給湯給水配管施設補修工事] 400千円 [浴室の3分の1以上のタイルの補修工事] 300千円
7	ごみ減量化・再資源化促進事業		市町村及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合が行う、ごみの減量化・再資源化及び再利用の促進を図るための事業に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内	使用済小型電子機器等、プラスチック廃棄物及び食品廃棄物等に関する事業 2,000千円 それ以外の事業 1,000千円
8	少年補導センター運営事業		市町村が行う、青少年の非行を防止し、健全な育成を図るための、少年補導施設等(以下「少年補導センター」という。)の運営事業に要する経費		300千円
9	安全・安心なまちづくりに向けた防犯カメラ設置事業		市町村又は市町村が補助する団体が設置・管理・運用を行う、安全・安心なまちづくりに向けた防犯カメラ設置に要する経費	1 市町村が設置する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内 2 市町村が団体に対して補助する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内であって、間接補助金の2分の1以内	市町村が設置する場合は、1台あたり200千円以内とする。 ※但し、市町村又は市町村が団体に対し補助する場合、補助総額が500千円未満の場合は、対象外。

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
10	市町村地域福祉おこし事業		<p>市町村（仙台市を除く。）又は市町村が補助する団体が行う、地域福祉を推進するための、住民主体、住民参加又は地域の様々な主体の協働による事業に要する経費</p> <p>※ 消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）に係る取扱い</p> <p>(1) 交付の申請 市町村等の長は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものにあつては、この限りでない。</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還 ① 市町村等の長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに地方振興事務所長へ報告しなければならない。 ② 地方振興事務所長は、前項の報告があつた場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。</p>	<p>1 市町村が実施する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内</p> <p>2 市町村が団体に対し補助する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内であつて、間接補助金の2分の1以内</p>	1市町村あたり1,500千円以内
11	市町村健康づくり推進事業		<p>市町村（仙台市を除く。）又は市町村が補助する団体が行う、住民の健康増進を図るための、次の(1)を含む2分野以上での健康づくり推進事業に要する経費 ただし、対象事業は「新規」に取り組むものであるか、又は既存事業の「拡充」であることを要する。</p> <p>(1) 身体活動・運動分野</p>	<p>1 市町村が実施する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内</p> <p>2 市町村が団体等に対し補助する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内で</p>	<p>市：250千円以上1,000千円以下とする。</p> <p>町村：150千円以上600千円以下とする。</p>

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
			(2) 栄養・食生活分野 (3) たばこ分野 (4) 歯科口腔分野 (5) 若年世代に対する健康診査分野	あって、間接補助金の2分の1以内	
12	がん検診受診率向上促進事業		市町村が行う、がん検診の未受診者の受診勧奨等受診率の向上を図るための取組に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内	市：3,000千円 町村：2,000千円
13	アピランス支援事業		市町村が行う、がん患者の治療と就労や社会参加等の両立を支援し、療養生活の質の向上を図るための医療用ウィッグ本体の購入経費の助成に要する経費	補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ないほうの額に2分の1を乗じて得た額以内であって、間接補助金の2分の1以内	1間接補助事業者あたり1万円
14	障害児保育事業		市町村(仙台市を除く。)が行う、児童福祉の向上を図るための障害児保育事業に要する経費	要領別表に定める基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額以内	
15	事業所内保育施設助成事業		市町村(仙台市を除く。)が行う、事業所内保育施設を利用する4歳未満児の福祉の向上を図るための一定の事業所内保育施設に対する助成に要する経費	要領別表に定める基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額以内	

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
16	低年齢児保育施設 助成事業		市町村（仙台市を除く。）が行う、認可外保育施設を利用する4歳未満児の保育を必要とする乳幼児の福祉の向上を図るための一定の認可外保育施設に対する助成に要する経費	要領別表に定める基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額以内	
17	地域子育て支援センター事業		市町村（仙台市を除く。）又は市町村が適切と認める社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間事業者等が行う、小規模な地域子育て支援センターの運営に必要な経費	要領別表に定める基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額以内	
18	重度身体障害者ケア付き住宅運営費補助事業		前年度から継続して本事業を実施する市町村が行う、重度身体障害者の生活の安定及び障害者の自立と社会参加の促進を図るための重度身体障害者ケア付き住宅運営事業に要する経費	補助対象経費から要領別表に規定する費用負担基準に基づいて利用者から徴収すべき金額その他の収入額を控除した額に4分の3を乗じて得た額以内	
19	在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業		市町村（仙台市を除く。）が行う、在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障害者の生活の安定と福祉の向上を図るための在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業に要する経費	市町村の受給者数に定額7,000円を乗じた金額	市町村の実助成額の10/10を上限とする。
20	知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業		市町村が行う、地域生活を希望する知的障害児（者）の自立の促進を図るための知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内	

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
21	難聴児補聴器購入 助成事業		市町村が行う、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の補聴器装用を図るための難聴児補聴器購入助成事業に要する経費	要領別表に定める基準額により算出した額と補助対象経費とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じた額以内であって、間接補助金の2分の1以内	
22	コミュニティサロン 設置運営事業		市町村及び市町村が補助する非営利法人等が行う、回復途上にある在宅の精神障害者の社会復帰及び社会参加の促進を図るためのコミュニティサロン設置運営事業に要する経費	1 市町村が実施する場合 要領別表に定める基準額により算出した額と、補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入を控除して得た額と比較して少ない方の額を選定し、2分の1を乗じて得た額以内 2 市町村が団体に対し補助する場合 上記1により算出した額と、市町村が補助する額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額以内	
23	市町村献血推進事業		市町村(仙台市を除く。)が行う、地域における献血の推進を図るための献血思想の普及事業並びに献血組織の育成強化に要する経費	要領別表に定める基準額と補助対象経費を比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額以内	300千円

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
24	地域産業振興事業		<p>市町村又は別に要領に定める団体が行う、地域自らの発想や戦略で、地域の特性や個性を活かした地域産業の新たな展開を図るための本県の豊かな海・山・大地から育まれた農林水産物及びその加工品、観光資源等の地域資源を活用した地域産業振興事業に要する経費</p> <p>※ 消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）に係る取扱い</p> <p>(1) 交付の申請 市町村等の長は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものにあつては、この限りでない。</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還 ① 市町村等の長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに地方振興事務所長へ報告しなければならない。 ② 地方振興事務所長は、前項の報告があつた場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。</p>	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内	標準事業費： 1,500千円（ただし、地域産業振興のために重点的に取り組むべき事業と地方振興事務所長(地域事務所長)が認める場合は、この限りではない。）
25	商店街施設整備支援事業		<p>市町村が補助する商店街団体等が行う、地域住民の多様なニーズに対応できる暮らしの広場としての商店街づくりを通じて地域商業の振興を図るための商店街の共同施設を整備する事業及び商業基盤等施設の老朽化等に伴い集客力の低下が生じている商店街の魅力を高め集客力の向上を通じて地域商業の活性化を図るための商業基盤等</p>	補助対象経費に4分の1を乗じて得た額以内であつて、間接補助金の2分の1以内	1間接補助事業者当たり300千円以上10,000千円以内

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
			<p>施設の改修又は補修を行う事業に要する経費</p> <p>※ 消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）に係る取扱い</p> <p>(1) 交付の申請 市町村等の長は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものにあつては、この限りでない。</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還 ① 市町村等の長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに地方振興事務所長へ報告しなければならない。 ② 地方振興事務所長は、前項の報告があつた場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。</p>		
26	みやぎ路観光地整備事業		市町村が行う、県内観光地の基盤整備促進を図るための観光地整備事業に要する経費	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額以内	<p>1 市町村あたり 15,000 千円以内</p> <p>ただし、要領別表 2 の 1 (1) 及び (3) に定める事業は 2,500 千円を、(2) 及び (4) に定める事業は</p>

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
					1,000千円を下限とする。
27	アンテナショップ 利活用型市町村ブ ランド推進支援事 業		<p>市町村及び市町村が補助する団体等が行う、宮城県東京アンテナショップ「宮城ふるさとプラザ」でのイベント、豊島区内商店街等主催イベント参加及び豊島区と連携して開催するイベント等に要する経費</p> <p>※ 消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)に係る取扱い</p> <p>(1) 交付の申請 市町村等の長は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものにあつては、この限りでない。</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還 ① 市町村等の長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに地方振興事務所長へ報告しなければならない。 ② 地方振興事務所長は、前項の報告があつた場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。</p>	<p>1 市町村が実施する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内</p> <p>2 市町村が団体等に対し補助する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内であつて、間接補助金の2分の1以内</p>	

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額		
番号	区分	細目					
28	食育実践地域活動 支援事業	食の体験学習の 取組 (タイプA 地 域食材等の知識 習得)	<p>市町村又は市町村が補助する団体等が行う、食の正しい知識を習得し、食を選択する力の養成に資する食の体験学習の取組に要する経費</p> <p>※ 消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）に係る取扱い</p> <p>(1) 交付の申請 市町村等の長は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものにあつては、この限りでない。</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還</p> <p>① 市町村等の長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに地方振興事務所長へ報告しなければならない。</p> <p>② 地方振興事務所長は、前項の報告があつた場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。</p>	<p>1 市町村が実施する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内</p> <p>2 市町村が団体等に対し 補助する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内であつて、間接補助金の2分の1以内</p>			
		食の体験学習の 取組 (タイプB 健 全な食生活の実 践)					
		食に関する正し い知識の普及				市町村が行う食の大切さや食の安全安心に関する知識の普及を目的として、住民や関係者等を対象とした研修会等の開催に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
29	みやぎの水田農業 改革支援事業	<p>共同利用機械・ 施設整備（転作 作物）タイプ</p> <p>共同利用機械整 備（稲態様転作） タイプ</p>	<p>水田収益力強化ビジョンの実現に向け、市町村が補助する団体等が 麦、大豆、飼料作物及び新規需要米等の効率的な生産を図るための条 件整備に要する経費</p> <p>※ 消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消 費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律 第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分 の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費 税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）に係 る取扱い</p> <p>(1) 交付の申請 市町村等の長は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金 に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して交付申請 しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る 消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものにあっ ては、この限りでない。</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返 還 ① 市町村等の長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の 申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額 が確定した場合には、速やかに地方振興事務所長へ報告しなけ ればならない。 ② 地方振興事務所長は、前項の報告があった場合には、当該報 告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部 の返還を命ずるものとする。</p>	<p>1 要領別表に定める「タイ プ別採択要件」及び「共 通採択要件」を満たしてい る事業実施主体について は、補助対象経費に3分の 1を乗じて得た額以内</p> <p>2 上記1及び要領別表 に定める「補助率上限変更 のための追加要件」を満た している事業実施主体に ついては、補助対象経費に 10分の4を乗じて得た 額以内</p>	<p>1 事業実施主体当たり の補助金が500千円 以上の事業を対象とす る。</p>
30	大規模水稲直播栽 培団地育成事業		<p>稲作及び農家経営の安定及び宮城米の安定生産の推進に当たり、 5ha以上の水稲直播栽培（主食用）を対象とした、市町村、農業協同 組合及び農業者等が行う水稲直播栽培の普及、定着化を図るために要 する経費</p>	<p>10a当たり2千円以内</p>	

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
31	都市と農山漁村の交流拡大事業		市町村が行う，都市と農山漁村地域の交流拡大及び関係人口の創出により，農山漁村地域の活性化を図るための事業に要する経費	<p>1 市町村が実施する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内</p> <p>2 市町村が団体等に対し補助する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内であって，間接補助金の2分の1以内</p>	1事業実施主体当たりの補助金が500千円以上の事業を対象とする。
32	豊かなふる里保全整備事業		市町村又は土地改良区，農業協同組合，農業生産法人，共同施行者，NPO法人，その他知事が適当と認める者が行う，農業・農村の有する多面的機能の発揮と都市との共生・対流が図られる豊かで魅力ある農村づくりに資するため，水田の有効利用や6次産業化，グリーンツーリズムの推進等，地域の多様なニーズに応じ，国庫補助事業を補完しながら実施する農業生産基盤整備・農村環境基盤整備・農村交流基盤整備及び調査計画に要する経費	<p>1 市町村が実施する場合 補助対象経費に10分の4を乗じて得た額以内</p> <p>2 市町村が施行者に対し補助する場合 間接補助金である「補助対象経費に10分の4を乗じて得た額以内」に加えて，市町村が補助対象経費の20%以上を施行者に助成するもの。</p>	総事業費が1,500千円以上50,000千円未満 なお，整備事業は1,500千円以上，調査計画は1,250千円以上であること。
33	園芸特産重点強化整備事業		<p>農業協同組合，全国農業協同組合連合会宮城県本部，農業法人，特定農業団体，その他市町村長が適当と認める団体等が行う，「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」(令和3年3月策定)が掲げる基本方針及び振興方策に基づき，産地自ら定めた重点振興品目の維持発展を助長し，産地の構造改革を図る事業に要する経費</p> <p>産地自ら策定した重点振興品目毎の具体的な戦略プラン(アクションプラン)の実現に向け，取組目標の達成を図るために必要な条件整</p>	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内	<p>実施要領別表2</p> <p>補助対象経費 No.1~7 1事業実施主体当たりの補助金が500千円以上の事業を対象とする。</p>

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
			<p>備に要する経費</p> <p>※ 消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）に係る取扱い</p> <p>(1) 交付の申請 市町村等の長は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものにあつては、この限りでない。</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還 ① 市町村等の長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに地方振興事務所長へ報告しなければならない。 ② 地方振興事務所長は、前項の報告があつた場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。</p>		<p>補助対象経費 No. 8 1 事業実施主体当たりの補助金額の上限を500千円とする。</p>
34	最適土地利用支援事業		<p>遊休農地の解消から有効活用へ繋がる再生・再利用作業及び多様な担い手へのマッチングを行う取組に要する経費 また、これらの取組を通じ、農村の維持・地域活性化につなげ遊休農地の解消と多様な担い手へ農地集積を図るために要する経費</p> <p>(ソフト事業) 市町村、農業委員会、農業者、農地所有者、地域住民、民間企業等からなる協議会（以下、「実施主体」）が行う、農地最適化利用計画策定のための話し合いに要する経費及び多様な担い手への情報発信に必要な経費</p>	<p>(1 事業実施主体当たり) ソフト事業及びハード事業の補助対象経費に、2分の1を乗じて得た額以内</p>	<p>ソフト事業とハード事業をあわせて 上限10,000千円 (下限500千円)</p> <p>※ただし、ソフト事業の上限は300千円までとする</p>

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
			<p>(ハード事業) 実施主体が行う遊休農地の荒廃解消・再生のために行う再生作業、 土壌改良、鳥獣害対策、作付及び放牧等に要する経費 ※ソフト事業、ハード事業を併せて行うこと。 ※ソフト事業のうち、農地最適化利用計画の策定は必須とする。 ※消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消 費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律 第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分 の金額と地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費 税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)に 係る取扱 (1) 交付の申請 市町村等の長は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金 に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して交付申請 しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る 消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものにあつ ては、この限りでない。 (2) 消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返 還 ① 市町村等の長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の 申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額 が確定した場合には、速やかに地方振興事務所・地域事務所長 へ報告しなければならない。 ② 地方振興事務所・地域事務所長は、前項の報告があった場合 には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全 額又は一部の返還を命ずるものとする。</p>		
35	漁船乗組員救急救 命推進事業		<p>市町村又は市町村が補助する団体が行う、洋上で操業している漁船 において、船舶同士の衝突などの海難事故を防止し、漁船乗組員の安 全を確保する体制を整備するため、又は適切な救命処置を迅速に行う 体制を整備するため及び海難事故が発生した場合に迅速な救助活動 に繋げる体制を整備するために要する経費</p>	<p>1 市町村が実施する場合 補助対象経費に3分の 1を乗じて得た額以内 2 市町村が団体等に対し</p>	

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
			<p>※ 消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）に係る取扱い</p> <p>(1) 交付の申請 市町村等の長は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものにあつては、この限りでない。</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還 ① 市町村等の長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに地方振興事務所長へ報告しなければならない。 ② 地方振興事務所長は、前項の報告があつた場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。</p>	<p>補助する場合 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内であつて、間接補助金の2分の1以内</p>	
36	漁港改良助成事業		<p>市町が行う、市町管理漁港の漁港施設及び漁港海岸保全施設の機能維持・充実を図るための施設の補修や改良等の整備に要する経費</p>	<p>1 本土 工事費に100分の45を乗じて得た額以内</p> <p>2 離島 工事費に100分の63を乗じて得た額以内</p>	

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
37	山の幸振興総合対策事業		<p>市町村が適当と認める団体が行う、地域に存する特用林産物等「山の恵み」を生かした新たな地場特産品を生み出し、地域の特性を生かした販売方法の導入により確実な商品化を図り、生産収入を上げるとともに就労の場の確保に資するための山の幸振興総合対策事業に要する経費</p> <p>※ 消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）に係る取扱い</p> <p>(1) 交付の申請 市町村等の長は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものにあつては、この限りでない。</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還 ① 市町村等の長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに地方振興事務所長へ報告しなければならない。 ② 地方振興事務所長は、前項の報告があつた場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。</p>	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内	1事業主体当たりの補助対象事業費が300千円以上の事業を対象とする。
38	小規模林道事業		市町村が行う、林業経営や地域振興を図るための小規模な林道事業に要する経費	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内	

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
39	ふるさと緑の道整備事業		市町村が行う、県民が自然と親しみながら、健康で豊かな情操を育むため設定した「ふるさと緑の道」の維持管理を図るために要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内	
40	みやぎ木のやすらぎ空間確保対策事業		市町村及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合が行う、優良な県産材の利用促進を図るためのCLT等宮城県産材等を活用した「公共施設等の内装等木質化モデル施工」や「木製品の導入」、「ブロック塀(危険箇所)の撤去と同時に実施するCLT(木)塀設置事業(市町村が実施主体を支援する補助事業(嵩上げ)を含む。)」とその普及活動に要する経費	<p>1 宮城県産材を使用した宮城県産CLT 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内 ただし、県民が直接利用し、展示効果の高い箇所に設置する場合に限る。</p> <p>2 宮城県産材等(CLTを除く。) 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内</p> <p>3 ブロック塀(危険箇所)の撤去と同時に実施するCLT(木)塀設置事業(市町村が実施主体を支援する補助事業(嵩上げ)を含む。) 補助対象経費に6分の1を乗じて得た額以内</p>	
41	宮城の松林健全化事業	伐倒駆除事業	伐倒駆除事業、樹幹注入事業、地上散布事業にあつては、市町村が行う、森林資源の保護育成を図るための民有林の森林病虫害等の防除事業に要する経費 生立木除去事業、松林機能回復事業にあつては、市町村または森林	伐倒駆除事業、樹幹注入事業、地上散布事業にあつては、査定事業量に、森林整備課が別に定める森林	

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
		樹幹注入事業	組合、公益法人、NPO 法人、市町村が参画する協議会等が行う事業に要する経費	病害虫等防除事業の標準単価を乗じた額と実行経費を比較し、いずれか低い額に2分の1を乗じて得た額以内 生立木除去事業、松林機能回復事業にあつては、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内	
		生立木除去事業			
		地上散布事業			
		松林機能回復事業			
42	みやぎの豊かな森林づくり支援事業		<p>森林所有者及び森林組合等が行う、多様な自然環境を生み出す豊かな森林づくりを推進するためのみやぎの豊かな森林づくり支援事業に要する経費</p> <p>※ 消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）に係る取扱い</p> <p>(1) 交付の申請 市町村等の長は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものにあつては、この限りでない。</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返</p>	標準単価に間接費率を乗じて得た標準事業費の2分の1以内	

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
			<p>還</p> <p>① 市町村等の長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに地方振興事務所長へ報告しなければならない。</p> <p>② 地方振興事務所長は、前項の報告があった場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。</p>		
43	市町村提案事業		<p>市町村又は市町村が補助する団体等が行う、市町村の独自の課題や住民ニーズを的確に反映した事業で、事業実施の枠組みや取組手法などに創意と工夫が認められる先進的・モデル的事业に要する経費</p>	<p>1 市町村が実施する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内</p> <p>2 市町村が団体等に対し補助する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内であって、間接補助金の2分の1以内</p>	<p>500千円以上 15,000千円以内 なお、複数年度継続事業は単年度あたり500千円以上1,000千円以内であること。</p>
		特別枠	<p>年度途中で緊急的に必要となったものであり、かつ、他の国や県などの補助金の対象にならない事案であって、地方創生に資する施策の実現に向けて必要な事業として、地方振興事務所長（地域事務所長）が認めるもの。</p>		<p>500千円以上 2,000千円以内 なお、複数年度継続事業は単年度あたり500千円以上1,000千円以内であること。</p>

[備考]

1 メニュー中、一部事務組合が対象となるメニューは、「1 消防・防災体制強化事業（消防防災施設等整備事業）」、「7 ごみ減量化・再資源化促進事業」及び「40 みやぎ木のやすらぎ空間確保対策事業」のみである。